



加治地区行政センターだより

回覧

〒357-0045 飯能市笠縫59-1 ☎042-972-2313

FAX 042-972-9805 メール kaji-center@city.hanno.lg.jp

電話・窓口での申込み・問合せ 平日午前9時～午後4時30分

電子申請 24時間申込可 ※申請用2次元コードを読み取り専用フォームからお手続きください。

センター
だより
(HP)



第55回 加治地区文化祭

各会場では、センター利用団体が日頃の成果を発表します。ぜひ、足をお運びください！

加治地区行政センター会場

作品展示会



11月13日(金)～15日(日)

午前9時～午後4時 ※15日(日)は午後2時まで



各団体の力作揃いの作品展示会!!

パッチワークやつるし雛、草木染めや水彩画など…
様々なジャンルの作品が華やかに会場に並びます♪

《参加団体》

あざみの会、花ざくろ、草木染サークル、コットンクラブ
加治東パッチワーククラブ、グループ 手しごとあそび
飯能地区更生保護女性会加治支部



家庭料理試食会



11月15日(日)

午前11時～午後1時

※なくなり次第終了。

加治西食生活改善推進員協議
会による美味しい家庭料理の試
食会です!ぜひお立寄りください。
(参加無料)



ご来場
の方へ!!

参加団体の作品が当たる♪『くじ引き』(数に限りあり)



加治東地区行政センター会場・美杉台地区行政センター会場の日程は次ページ!!⇒⇒

加治東地区行政センター会場（☎974-4546）

芸能発表会	11月 1日(日) 午前9時30分～12時		
盆栽展	11月14日(土) 午前10時～午後3時、 15日(日) 午前 9時～午後3時		
大寄せ茶会	11月14日(土) 午前10時～午後1時 ※一服300円(お菓子とお抹茶) なくなり次第終了。		
家庭料理試食会	11月14日(土) 午前11時～午後1時 ※なくなり次第終了。		

美杉台地区行政センター会場（☎971-5151）

One Week Art Misugi 2026 ～週替わり作品展示会～

10月3日(土)～11月26日(木) 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・夜間は開館時のみ）

◎展示スケジュール ※金曜日は作品入替のため展示はありません。

	団体名	展示期間	内容
第1週	美杉アートクラブ	10/ 3(土)～10/ 8(木)	水彩画
第2週	ペンギンクラブ	10/10(土)～10/15(木)	習字
第3週	美杉墨彩会・己書	10/17(土)～10/22(木)	水墨画、書道
第4週	パステルの会	10/24(土)～10/29(木)	パステル画
第5週	押し花クラブ	10/31(土)～11/ 5(木)	押し花アート
第6週	響短歌会飯能支部	11/ 7(土)～11/12(木)	短歌
第7週	つるし雛教室	11/14(土)～11/19(木)	つるし雛
第8週	個人作品	11/21(土)～11/26(木)	ジャンル自由

加治音楽祭

11月28日(土) 午後1時～3時頃



人権教育研修会を開催します



私たち一人ひとりが等しく持っている人としての権利、「人権」。日ごろ、なかなか考える機会がなく、守られて当たり前と思いがちですが、世の中には、この「人権」を踏みにじる行為や差別・偏見がいろいろなところにあります。飯能市では、人権に関してさまざまな取り組みを行っており、今年度は、加治公民館・加治東公民館・生涯学習スポーツ課が連携して人権教育研修会を開催します。

ぜひ、ご参加いただき、人権について考えるきっかけになれば幸いです。

	《第1回》	《第2回》
日時	11月19日(木) 午後1時30分～	11月26日(木) 午後1時30分～
会場	加治地区行政センター〔TEL972-2313〕	加治東地区行政センター〔TEL974-4546〕
テーマ	「人権感覚育成プログラム (参加型体験学習をやってみよう!)」	「災害時における人権への配慮」
講師	埼玉県人権教育課 人権教育担当職員	看護師 災害看護学会会員 米川 好子 氏

対象者：一般の方 参加費：無 料

申込み：どちらかの行政センター（公民館）へ電話でお申込みください。

共 催：加治公民館、加治東公民館、生涯学習スポーツ課、飯能市人権教育推進協議会

子育て交流会(おしゃべり広場) ～はんのう愛育会加治東支部共催～



手形足型スタンプやハロウィンの工作など、お楽しみを用意してお待ちしています♪

日時 10月21日(水) 受付:午前10時～10時30分 終了:11時30分

会場 加治東地区行政センター:集会室

申込み 人数把握のため10月19日(月)までに加治東地区行政センターへ ※当日参加可

※保健師による計測や相談(10:30まで)を同時開催します。タオルと母子手帳をお持ちください。



第32回 加治てくてくウォーク

～加治地区内を歩き、地域を知ろう!!～

日時 11月21日(土) 午前8時30分 加治小学校集合

コース 加治小学校⇒西光寺⇒大蓮寺⇒もみじ公園⇒矢風会館⇒岩沢グラウンド⇒阿須運動公園(昼食)⇒加治小学校(約12km・約3.5時間)

持ち物 弁当、飲み物、雨具、敷物、スゴ足手帳(お持ちの方)など

申込み 11月11日(水)までに加治東地区行政センター(上記)へ

その他 集団歩行です。休憩ごとに後続の到着を待って出発します。



＜参加者募集＞ 第9回 加治元気いきいきソフトボール大会



健康維持、仲間との交流を通して、若者に負けない! 元気あるいきいきとした生活を目指しませんか? 加治地区在住・在勤の60才以上の皆さん! 経験者、未経験の方も一緒に良い汗流しませんか!? もちろん、女性(年齢制限なし)の方の参加も大歓迎です!!

日時 10月31日(土) 開会式(阿須ソフトボール場 A):7時30分 試合開始:8時～

試合会場:阿須ソフトボール場 A・B

申込み 10月19日(月)までに加治東地区行政センター(電話974-4546 FAX972-9806)へ



警察官が教える! 最新の特殊詐欺と地域の防犯対策

今回の講座では、飯能警察署の警察官を講師に迎え、特殊詐欺の最新手口や被害防止対策、飯能市の犯罪情勢、地域や家庭で実践できる防犯対策について、分かりやすくお話しいたします。ご自身やご家族、地域の安全を守るため、この機会にぜひご参加ください。

◇**日時** 11月6日(金) 午前10時～11時

◇**会場** 美杉台地区行政センター 集会室

◇**講師** 飯能警察署署員

◇**定員** 50名(申込順) ◇**費用** 無料

◇**申込み** 【電子・電話・窓口】10月5日(月)～26日(月) ※お一人様につき、2名までお申し込みいただけます。



▲電子申請

私たちが
お教えします



【南高麗診療所からのお知らせ】10月の診療予定

※問合せ:南高麗診療所 ☎042-972-3807 FAX042-974-6971 メール clinic@city.hanno.lg.jp

10月1日と15日の木曜日は、診療します。

※臨時休診…10月8日(木)、9日(金)、22日(木)、29日(木)

10月19日(月)、26日(月)は17時から18時30分にもインフルエンザ予防接種の予約を入れられます。

他課からのお知らせ ※詳細は、お問合せいただくか、飯能市 HP、広報はんのうをご覧ください。

水道メーターの交換が行われます！

《問合せ：水道業務課 ☎042-973-2111 内線 2801》

9月の対象地区：大字笠縫地区の一部

対象の方には交換のおおむね1か月前に案内のはがきを送付しておりますので、水道メーターの交換にご理解・ご協力をお願いします。

■水道メーターの交換について⇒



○交換工事について 交換費用は無料です。水道メーターの交換は、飯能市指定給水装置工事事業者が行います。交換作業は10分から20分程度で、お客様の立ち合いは不要です。

交換作業が行いやすいよう、メーターボックスの上に物を置かないようにご協力をお願いします。

※交換作業中は水道を使用することができませんのでご注意ください。

※交換工事は工事事業者の業務の都合により行われるため、詳細な日時は未定となっております。

※老朽化等が原因の漏水・破損は、お客様負担の修理となりますのでご理解の程よろしくをお願いします。



○交換後のお願い 交換後の水道管に空気や砂が入り込んでしまっている場合があります。浄水器等が付いていない蛇口から水を流し、空気や砂を除いてから使用してください。

合併処理浄化槽の維持管理には補助制度があります

《問合せ：飯能市合併処理浄化槽組合(入会手続き) ☎042-974-3441

飯能市環境経済部環境緑水課(維持管理補助金) ☎042-973-2125》

浄化槽の機能を維持し、河川をきれいに保つためには、保守点検、清掃、法定検査の3つの維持管理を行う必要があり、法律により年間の実施回数などが規定されています。飯能市には、利用者に代わりこれら3つの維持管理を実施する飯能市合併処理浄化槽組合があります。組合へ加入することで、事業者との契約手続きの手間が無くなるだけでなく、維持管理にかかる費用に対し、手間なくお得に合併処理浄化槽の維持管理を行うことができますので、飯能市合併処理浄化槽組合に加入して適正な維持管理に努めましょう。

入会期間 毎年1～3月 飯能市合併処理浄化槽組合事務局まで

加入条件 以下の2つの要件をすべて満たす方

- ①飯能市民で公共下水道処理区域外にお住まいの方
- ②専用住宅の小型合併処理浄化槽(5～10人槽)を利用していること

実質負担額 39,450円(年維持管理費62,200円－市補助金22,750円)



生活道路における自動車の法定速度の引き下げ

《問合せ：人権くらし安全課 防犯・交通担当 ☎973-2111 内線6204》

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が「時速60キロメートル」から「時速30キロメートル」に引き下げられました。

※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

○法定速度に変更がない(時速60キロメートルを維持)道路について

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

○道路標識等により最高速度が指定されている道路について

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

○自動車を安全に運転するために

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候等に応じて、安全な速度で運転をお願いいたします。

■詳細はこちら⇒
(埼玉県警察HP)



お買い物にはマイバック・マイカゴを持参しましょう！

